

公告

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の2第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり定める。

令和8年2月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 農用地利用集積等促進計画（令和7年度第38号～第40号）の内容
別紙のとおり。

計画	利用権を設定する土地 の所在市町村	利用権を設定する者の数	利用権の設定を受ける者の数	利用権を設定する土地
38	川俣町	20 者	1 者	福島県伊達郡川俣町山木屋字中平53-1 ほか 66 筆
39	南相馬市	75 者	10 者	福島県南相馬市小高区小屋木字宮前82 ほか 245 筆
40	飯舘村	1 者	1 者	福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字山田35-1 ほか 8 筆

なお、上記の農用地利用集積等促進計画は所有権の移転を除く利用権の設定とする。